文書館ニュース

6　号

山口県文書館

古文書館設立運動について……児玉幸多…1
岩国徴古館について……桂　芳樹…3
近世史料担当職員講習会について……鈴木　寿…6
地域住民と文書館をつなぐもの……北川　健…8
閥閲録所収文書の考証史料について……田村哲夫…9
山口県政史の編集に参加して……国守　進…10

古文書館設立運動について

児玉幸多

各所に残存する古文書・古記録や官公署の文献・資料を整理保存して、諸種の研究に役立てようという運動が起ってから久しい。それらの意見が基礎になって文書館が建設された所もかなりの数に上っているが、一方ではその運動が停滞しているのではないかという声も聞えている。それについて、地方史研究協議会に関係している者の一人として若干の考えを述べておきたい。

文書館設立運動が起ってからの経過はできるだけ省きたいが、その運動を進めていく中で、輿論の高まりが第一に必要であるが、もう一つの方法として、法制化することによって地方自治体に文書館の設置を義務づけることが重要であるということになり、それにはまず各学会などの意見を調整して、これを学術会議に移し、学術会議から政府に勧告をしてもらうことが本筋と考えられた。そこで歴史学会を代表する機関である日本歴史学協会に働きかけ、そこに史料保存利用特別委員会(この名称は変遷があり、最後のもの)が作られた。これは日本歴史学会の日本史関係の全委員で構成されたが、その委員長に私がなって、何回となく会議を重ね議論をつくし、また図書館協会にも代表を送って頂いてその意見を容れたり、諸方面にアンケートを求めたりして、どうにか大筋ができた。

それは、地方自治体に文書館を設けることを法制化し、史料の保存や利用研究の途を明示してもらうということであった。幸いにして、地方史研究協議会の常任委員であった明大教授木村礎君が学術会議の会員に当選されたので、木村君に中心になって、学術会議で政府に対する勧告をするために非労な努力をされ、また他の会員の賛同が得られたので、昨年学術会議より政府に対して勧告が行なわれるに至ったのである。

しかし、それに対する反響はどうかというと、文部省は全く熱意がなく、自ら法制化する意図を示さないし、自治省も消極的で、法律ができたら、その上で善処しましょうという態度であることが、今年になって判明した。そこで次の方法は何をすべきかが当面の問題である。一つは、学術会議から再勧告をするということも考えられる。もう一つは、議員立法によって法律を作るということである。いずれも、そうたやすいことではないが、全く望みのないこと

でもない。この点はもう少したてば御報告できる段階になろうと思う。

このようにして、法制化することによって、古文書・古記録の保存や研究者に対する便益を供給する方策は、まだ結実していないけれども、現実には、都道府県の段階では、かなり多くの地で資料館・文書館等の建設計画がある。東京や埼玉などについで、神奈川県でも四十六年度には大きな資料館が建設されることになっていて、すでに行政関係文書の廃棄には、学者の意見を徴するまでになっている。また資料館や文書館を建設しないまでも、古文書類をマイクロフィルムに収めたり、電子リコピーで写したりする方法を講じているのは、市町村にもかなり多くの例がある。それには市町村史の編さんなどが動機になっている場合が多い。

長野県の軽井沢町では、旧中山道追分宿の問屋文書を購入して、その整理を終ったし、東京都の武蔵野市でも、市史編さん史料の一部の寄托を受け、そうでないものも目録を作成した。神奈川県の藤沢市では、市内の古文書の大部分の目録を刊行した。すでにりっぱな市町村史が完成した例は枚挙にいとまがない。

こういう状態であるにも拘らず、文部省の態度などは了解に苦しむところである。一方においては歴史教育を云々し、伝統や文化の重要性を強調しながらも、真実の国民の生活を伝え、産業や文化の発展の跡を明確に示すところの古文書の保存に努力しないのはどういうわけなのであろうか。文部省は既設の文部省史料館の存在や、近く千葉県の佐倉城跡に建設されるはずの歴史民俗博物館（仮称）を以て、能事足れりとするのであろうか。文部省史料館の収蔵文献は全国のものからすれば九牛の一毛であり、歴史民俗博物館はまだ基本構想を練っている段階であるが、これは見せるのが主眼で、決して古文書保存の役目を果すものではない。

文書館設立運動の一番の難点は、国民の中に、古文書保存の重要性が認識されていないことである。飛鳥地方の保存も大事だろうし、古都の保存も必要ではあるが、どこにも存在し、そして歴史を明確に語ってくれる文献の保存の方がもっと重要なのではあるまいか。政治家や役人が無理解であるばかりでなく、国民一般にその観念が薄いのではないか。一昨年あたりから新聞紙上やテレビなどで知られるようになった会津の大内という宿場は、通常のものではなく、物資運輸、主としては会津の年貢米移出の通路にあった宿場であるが、三十数戸がほとんど旧の姿で残っている。それは会津若松から日光へ出る道がそこを通らなくなったので、そのままに残されたのである。しかし、ここには全く文献が存しない。その地を訪れて、いくつかの家を尋ね、人にも聞いたが、運輸交通はもとより、村政に関するものも、個人のものも、何一つ存しなかった。聞くところによると、終戦後まもなく、紙屑買が来て、トラック三台に積んで持ち去ってしまったという。若松の地方史研究者が行ったのはその一週間後であったという。

ここは史跡指定の候補地になっているという。もし指定されれば、家並や街路は残るかも知れない。しかし、そこでの生活や宿の機能は何一つ明確にはできないのである。古文書は生きた歴史の史料なのである。そのことをもっとはっきりさせなければならない。

私は古文書類保存法の制定について、決して悲観はしていない。全国の多数の研究者の要望によって、やがて実現できるであろうと考えている。しかし、その一方では、古文書尊重の意識を高める運

動をすべきだと思う。その一案を挙げれば、高校生の歴史授業の一つに、古文書利用法を加えることである。古文書館や資料館のある所では、その見学を歴史教育の中に採り入れて、歴史の叙述はいかにしてなされるものかを、具体的に説明することにすれば、歴史に対する活きた眼が開かれてくるのではないかと思う。

山口文書館のように、すぐれた研究者のいるところでは、積極的に高校に呼びかけて、それ相応の教材を提供することができるであろう。山口県は文書館の建設において全国に先がけたが、さらに古文書尊重の機運を醸成することにも範を示して頂きたい。おそらく全国の歴史教育者および研究者は、それに協力を惜しまないであろう。

（地方史研究協議会々長）

岩国徴古館について

桂　芳樹

所在　山口県岩国市横山二丁目七番一九号

沿革　岩国の旧藩主吉川家が図書館を建て、これを岩国町に寄付したのは大正十二年のことであるが、それに引続いて博物館建設の意志があったようである。私がはじめてそのような話を聞いたのは昭和九年のことであったが、それから間もなく、岩国の歴史および美術に関する博物館設立の準備が始められた。

昭和十五年に吉川朝経（三代）七百年祭が行なわれ、それを記念して財団法人吉川報效会が設立され、その年十二月の理事会で、はじめて岩国徴古館の設立が決議され公表された。

ついで昭和十七年九月、現地（明治の中ごろ岩国中学校、のち郡立女学校のあった所）に本館の建築起工式を挙げ、同二十年三月竣工を告げた。

本館の設立は昭和十九年四月一日であるが、その当時はまだ館は建築中であったし、建築ができると軍部の徴用をうけ、終戦後は岩国図書館（図書館の建物が進駐軍の徴用をうけたので）に館内を使用させたため、展示室の開館は昭和二十五年からになった。なお、同二十五年に館内に岩国市史編纂所が設置されて、同三十二年末までその編纂事務を兼ねた。

昭和二十六年四月、本館はその資料・施設・設備の一切が、財団法人吉川報效会から岩国市へ寄付移管され、これより公立の岩国徴古館として再発足した。同二十六年末に博物館法が制定され、翌二十七年八月、法による登録博物館となった。ついで同二十七年十一月に岩国市教育委員会ができ、館はその管理下に入り、岩国徴古館特別観覧規程・同寄贈規程・同貸出規程などを定めた。

施設　館は吉香公園（旧岩国藩庁跡）の正面、閑静の地にあり、その敷地四千百八十二平方メートル、前庭にボタン園を設けている。本館は洋式煉瓦壁木造瓦葺、一部二階の平屋建てで、建坪五百六十七平方メートル。それに、和式木造瓦葺の土蔵二階一棟、建坪七十四平方メートルが付属している。

資料　館の収蔵資料は岩国地方に関係あるものを中心としており、およそ次のとおり。

絵画　岩国地方出身者の作品および地方に関係ある品　二五六点

書蹟・古文書　同右　二一三点

工芸品　地方の陶磁・金工・竹工その他	三三四点
典籍　地方出身者の著作、明治以前のものを主とする	一、二一六点
文献　地方の歴史・美術に関する文献、大正以降のもの	三、八〇〇点
記録　岩国藩に関する旧記	五八二点
地図・図面　地方の古地図および諸郷建造物などの図	八〇一点
写真　明治期のものを主とする	一二六点
藩札　塩屋喜三郎コレクション	二三三点
銭貨・メダル　山県修コレクション	一、五七七点
民俗	一二二点
錦帯橋	八〇点
産業資料	二六点

その総数およそ六千点である。これらは主として、旧藩主吉川家に伝来した岩国地方関係資料ならびに同家が博物館設立の目的で収集した資料であって、それに市移管以後の新収品が若干加わったものである。

なお、右の館蔵品のほかに、吉川家の寄託資料が、旧岩国藩記録類六千百余（いずれも目録部数）図書二千六百（近世・明治）ばかりある。

右資料のうち重要と思われるものを挙げれば、絵画の部では、岩国の雲谷派斎藤・内田・芦野など、その他岩国藩の絵画史を形成すべき中心画家の作品（代表作ばかりという訳ではないが）が一応揃っていることであろう。書蹟の部では独立禅師の書が十点余あり、いずれも岩国における詩文であって、文学的価値もある訳であろう。古文書は数は少ないが、永興寺伝来の中世文書が大半を占めている。工芸品も優秀品は少ないが、多田焼・岩国山焼（吉向）・錦屏山焼など一通りは集められている。典籍は宇都宮遯庵以下の近世文学者の著作を主としているが、永興寺旧蔵の山口版三部一覧もいま館蔵品となっている。記録中には岩国藩証記抜萃類纂・同御家中系図などのような貴重な資料がある。古地図の部では寛文年間の岩国藩全国、享保年間の領内全部の小村図、慶応年中の藩総図などがめぼしいものである。藩札は岩国藩覚政札のほか、本藩宝暦の札、徳山藩の文政札、それに広島藩札その他がある。銭貨は岩国関係の資料とは言えないが、岩国出身の山県修が造幣局鋳造部長の時、個人的に集めたもので、外国貨もあるが、中国銭貨ならびに寛永銭の収集に特色がある。

受託資料のうち旧岩国藩庁記録は、毛利文庫ほどではないにしても、藩政資料としてよく纏まっている方であろう。なかんずく御用所日記四百冊余は、二百年間の岩国藩政の特殊性を記録して余すところがない。ただ残念なのは、天保年間に御蔵元が焼失して、それ以前の民政資料を欠いていることである。

展観　館内の展示は主として絵画・書蹟・工芸品および錦帯橋関係資料を中心に、時に古地図・貨幣などを交えて行なっている。資料が紙や絹を素材とするものが多いので、二ヵ月毎には展示品の交換を行なっている。これが常時陳列で、それと別に、年二三回は特別展を開くことにしていた。例えば、昭和二十七年四月の吉川氏岩国入城三百五十年展、同年九月の岩国地区古陶磁展（第一回）、同二十八年四月の史跡観光資料展、同年五月の錦帯橋再建記念古美術展、同年六月の古陶磁展（第二回）、同年九月の近代郷土美術展、

同年十一月の雪舟・雲谷派絵画展、二十九年三月の独立禅師遺墨展などである。しかし、このような定期的特別展観は、三十五年の春限りで中絶の形である。これは当時の館長の方針によるものである。なお、そのごも不定期の特別展は時々行なっている。

観覧　本館の観覧時間と休館は館則によって次のように定められている。

観覧時間　午前九時から午後四時半まで。但し、火曜日に限り、午後一時から四時半まで。

休館日　月曜日。国民の祝日の翌日。十二月二十八日から一月五日まで。

観覧料　無料。

なお、観覧者数は昭和二十八年に五万五千余を数えているが、これは特別展が多かった故の特例で、三十二年の四万五千を除いては三万人台である。もっとも、近ごろ四十二年以降は年間四万人前後を記録し続けている。

特別観覧　館では特別観覧という制度を設けて、展示品以外の品でも申出によって観覧できることにしている。しかし、この制度が最も利用されているのは、展示用の資料ではなくて、記録類や文献・図書の類である。すなわち、この制度によって図書館的役目をしている訳である。近ごろは一日平均二三人の利用者があり、県外からの来館者も珍らしくない。

行事　館内展示以外の行事としては、館外展示もある訳であるがこれは求めによって応じるので、館の方から計画した例はない。

館内における講演会・座談会も、開館以来、年に一二度くらいの割合で行なってきたが、みな臨時的なものであった。

近来、昭和四十三年の春から毎月一回、第三日曜日に館内で研究会と称する地方史あるいは美術に関する講座を開いている。その題名と講師の名を列挙すれば次のとおり。

東沢瀉（大岡昇）・刀工岩本清左衛門盛俊（三上従正）・茶わんの見方（桂）・岩国の剣道史（香川晃）・岩国藩の民兵団と諸隊（桂）・吉香公園のできるまで（桂）・岩国地区の地名（桂）・南部五竹（大岡）・義済堂の創立（桂）・寺谷と吉川家のお塔（桂）・岩国半紙の専売（桂）・陰徳太平記の仏教思想（梶浦熊展）・戊辰戦争と岩国兵（桂）・岩国の四季（映画・八百屋常三郎）・史跡めぐり（スライド・梶浦熊展）・栗栖天山（大岡）・毛利元就（梶浦）・岩国の藩札（桂）・岩国の百姓一揆（大岡）・岩国デルタの形成と開発（石崎元）・吉川広嘉（桂）・万徳院寺宝見学・岩国の焼物（桂）・独立禅師（桂）・岩国藩政史概観（桂）・旧正月の行事（桂）・新港の歴史（谷本・梶浦）・錦帯橋を創建した人びと（桂）・岩国の城下町の構成と変遷（桂）・開作における潮止について（藤重俊男）・六呂師大藤の石塔（三上）・吉川氏入封前の岩国（宮田伊津美）・岩国藩の疱瘡遠慮（桂）・鳥取城将吉川経家（枝川光蔵）・岩国の民話（大岡）・岩国付近の金石文（庄司忠）・書画の鑑賞（桂）・石高について（桂）・岩国半紙（藤重俊男）

受講者は二十歳のお嬢さんから八十歳のご老人までとりどり、はじめは三十人前後の集まりであったが、翌年には四十人に増加、近来は五十人を超過する状態である。そのほか、昭和四十一年から毎年一冊ずつであるが、小さな史料集を発行している。「錦帯橋と岩国城」「岩国藩の開作」「岩国藩の紙（上）」「岩国藩の焼物」「岩国藩の疱瘡遠慮」

（岩国徴古館嘱託）

近世史料担当職員講習会について

鈴木寿

本年六月初、山口市山口県文書館を会場として、文部省（史料館）主催の「近世史料担当職員講習会」が開催される予定になっているが、ご依頼により、右講習会に関する紹介記事をかいつまんで申述べることにしたい。

この講習会は、昭和二七年を第一回として、三七年まで毎年一回実施されてきたが、諸般の事情から一時中絶し、その後専任史料館長就任を機会に、四一年から再会されて現在にいたっている。

ご承知のように、終戦後の激動期には、史料、特に近世以降史料の亡失の危機があり、他方また、その収集保存や研究が異常な高まりをみせ、地方史誌類の編さんなども盛行するといった状況にあったが、当史料館主催の近世史料取扱講習会が、近世史料取扱のための基礎的知識技能習得を主旨として開催されたのは、こうした情勢に応えるためのものであった。

この講習会は、会期二週間で、当史料館の評議員、専門委員を中心にした多くの講師によって多彩な講義、演習内容が展開された。受講対象がオープンだったせいもあり、大学の先生、大学院生、郷土史家など専門家の参加も多くみられ、時代の要請に応えた一応の成果をあげることができた。しかし、近世史料取扱に関する一般の知識技能の向上にともない、このようなオープンなかたちの講習会は回を重ねるにつれて、その意義が薄れ、講習会の歴史的役割は一応終ったものとみて、一時中止となった。

専任館長の就任を機会に、昭和四一年より再会された講習会は、従来の講習会の主旨を継承しながらも、その方法に若干変改を加えたものとなっている。まず、受講対象を図書館・文書館（史料館）・博物館・研究室・研究所・地方史等編さん室などで近世史料の取扱を主務としている職員、およびこれに準じた者で、近世史料取扱経験年数三年未満の者としている。つまり、これらの公私機関などに関係される比較的初心者の方々に限られている。これは、この方面の需要に応えるためのものである。講習内容は「史料処理」の面を強化し、講師は当史料館の評議員と研究員を中心にし、毎年一回六日間の会期としている。募集人員は会場（当史料館）の設備の都合で四〇名としたが、応募者は全国から二倍を越える数となり、そのため選考洩れの方にご迷惑をかける結果となった。

この段階での講習会内容の概要についてみると、史料概論・近世史料読解・史料処理・講演・座談会・史料見学の五部構成をとっている。

史料概論は近世史料概論とその前後の時代の中世史料概論・近代史料概論から成り、各時代の史料の種類、所在、特色などにわたり概況について論述される。史料取扱のための基礎的知識として必須のものである。近世史料読解は支配（武家・公家・寺社）史料、村方史料、町方史料から成り、コピー史料を使用して、読み方と解説がおこなわれる。近世史料取扱実践の中枢作業である。史料処理は史料取扱の技術的処理面を主としたものである。近世史料の整理、分類、管理、補修などにわたってとりあげ、特に図書館・文書館な

とにおける史料の技術的処理について配慮されている。なお、民俗資料の取扱についてもとりあげられている。講演は、この講習会にふさわしい特別のテーマについて実施されるものである。

ところで、この講習会は、応募人数の過多を緩和し、受講者の便宜と地方文化への寄与をはかる意味から、昭和四六年度より、地方会場を含めて年二回実施されることとなった。当面、東日本地区（中部地方以東）と西日本地区（近畿地方以西）に両分して開催することになり、昭和四六年度は、西日本地区は山口市山口県文書館を会場として六月七日（月）―一二日（土）に、東日本地区は東京都立教育会館を会場として九月二七日（月）―一〇月二日（土）に開催されることになっている。

これらの講習会は、おおむね従来の方式を踏襲するが、諸般の事情から地方会場へは限られた講師人数しか出張参加できない不備をもつことになる。しかし、他方において、地方・地元に関する開講が加味されるので、この面での特色が漸次打出されるものとみられる。

本年六月初、山口市で開催される予定の西日本地区講習会の時割表を参考に付記すれば下のとおりである。

なお、西日本地区会場となる山口市山口県文書館は、すぐれた多量の文書類を収蔵し、文書館活動などに大きな成果をあげておられるが、この講習会の会場希望を当初から熱心に示されたので、最適の会場として、今回山口県教育委員会とともに御後援をいただくことになった。深謝の意を表したい。この第一回の地方会場講習会の所期の成果があがることを希い、御協力をお願い申上げる次第である。

日曜					
7 月	9.00	9.20 開講式	10.30		
8 火	近世史料概論（鈴木）	史料の整理・管理（史料館 原島陽一）	10.40	中世史料概論（東洋大教授 宝月圭吾）	12.10
9 水	地元史料読解（後藤陽一）	同上	1.10	支配史料読解（史料館 鈴木寿）	2.40
10 木	町方史料読解（史料館 榎本宗次）	同上	2.50	同上	4.20
11 金	「近世の法制史料について」講演（専修大教授 石井良助）	山口県文書館所蔵史料について（兼清正徳館長）	座談会	館内史料展示史料見学	
12 土	近代史料概論（東大教授 古島敏雄）	閉講式			

（文部省史料館員）

地域住民と文書館をつなぐもの

北川健

山口県地方史学会と山口県文書館とは、緊密な関係にある。現に文書館の発足以来、地方史学会はこれに事務局を置いてきている。云うまでもなく、文書館の、県下地方史研究界において占める比重は大きく、文書館は県内地方史研究の「中核」だとも云われ、また両者の関係は「一心同体」「表裏一体」の関係であるともうたわれている。

しかし、現今われわれにとって重要なことは、そうした文書館と研究界との相関的次元での、自家中毒的な自己評価を喋々することではない。地域社会に根差しての地方史研究の存立を図り、市町村段階への文書館の設置を求めていく上から、われわれが当面し、前提としなければならないのは地域社会であり、地域住民との関連である。地方史学会であれ、文書館についてであれ、対地域社会・住民との関連で論が展開されなければならない。

地域住民と歴史研究者と云えば、云わずもがなの逸話は少なくない。――県内の某地。昨今ようやく史料保存施設の設置が準備され、地元関係者にあって収蔵の望まれたのは、つとに県外の某大学に買い取られて久しい地元某家の文書であった。代表者たちは大学の研究室を訪ねた。しかし文書は「所在不明」であったと云う。地域の関係者は云う。学者・研究者にとっては、それは日本歴史全体の上で、ある時代の、それも一地方一町村の、一陪臣のたかだかその周辺の模様を伝えるだけのものにしかすぎないかも知れぬ。だが、われわれ地元民にとっては、それは今日われわれにわずかばかりに残された、かけがえのない、云わばわれわれ地域の歴史の全てであるのだと。そして、しかもわれわれは、その持ち去られた史料によって書かれた歴史をいまだ得ていないのだと。

そこで叫ばれていることは、地域にとっての史料保存であり、地域住民にとっての歴史の還元である。

史料の社会的保存が住民的規模をもって図られるためには、地域住民における、みずからの歴史への認識が前提となる。そのためにも、地域住民にとっての歴史、地域住民を主体とした地域の普遍的な発展につながる歴史が、地域住民の前に具体的に提供され、叙述されなければならない。民衆史研究とその社会的還元（歴史教育）が地方史研究とその運動において徹底されなければならない理由が、そこにもある。

今日、地域の現実は急激な変貌の渦中にあるとともに、しかも、これまで地域住民に主体的な判断と選択の余裕を与えることなく進められてきた、その住民不在・住民疎外の地域開発の矛盾が今や問い直されるかの情勢にさえある。それだけに地域住民にとっての歴史が、政治と生活の跡が明らかにされることが切実に希求されてもいる。われわれに何が要請され、何が課題とされているかは、われわれみずからが、地域現実の矛盾に当面し、その克服への実践に少しでもかかわるなら、すぐにでもわかってくることである。

地方文書館と地方史研究会との、云われるような「表裏一体」の関係も、実は、そうした地域社会・住民の前にこそ耐えうる姿勢のものでなければなるまい。

（山口県地方史学会々員）

閥閲録所収文書の考証史料について

田村哲夫

「萩藩閥閲録」の複刻にあたって、各巻の凡例には「本文の校訂に当たり、編者の註記した文字にはすべて（　）を施して底本と区別し、断定を憚ったものには（カ）の文字を加えた」とことわっておいたが、その編者の註記に際して、いろいろと参考にした考証史料群の主要なものについて、後日の研究に役立てば幸いであると考え紹介することにした。

(1)人名の考証註記については「萩藩譜録」「閥閲録差出原本」「戦死武功書出」「諸臣・諸家類の各家系譜」（以上は毛利家文庫所収の毛利家臣関係の系図類）のほか、「三卿伝編纂所採集系譜類」（三卿伝編纂所は毛利家の編修事業の一局として設けられ、毛利家・吉川家・小早川家の三家の歴史を編纂した）、及び岩国吉川家の「御家中系図（イロハ別）」「長府藩の「藩中略譜（イロハ別、増補共）」「徳山藩の「諸家譜録（五十音別）」など各支藩の家臣関係の系図と、「閥閲録」の編者永田政純がその編集にあたって採集した控本「永田秘録」に収められている諸氏の系図類、そのほか、伊勢太神宮御師の村山家文書としての「贈村山家返章（別名村山証文・村山書状）」や安芸厳島神主の「野坂（棚守）文書」などの古文書に見える人名を参照し、また新たに作成された「三卿伝関係人名索引（明応六―慶長三）」「三卿伝人物呼称索引（閥閲録の人名と対照索引）」「大内氏実録索引」（以上三点は三卿伝編纂所編集、五十音別索引）と、「大内氏家臣団人名索引（古文書から摘出）」「大内氏・毛利氏奉行衆一覧（古文書から年次順に摘出）」（以上二点は田村哲夫編）などの人名索引を使用した。そのほか、毛利家において編集された「称号考（旧家名から新家名を知る索引）」「称号録（新家名から旧家名を知る索引）」「俗称考（毛利三代実録の附録として編集、俗称から氏名を知る索引）」「道号幼名考（号名と幼名から氏名を知る索引）」「閥閲功臣実名考（実名の頭字の字画から氏名を知る索引）」「編史姓名検尋録（永正―天正年間、いろは別索引）」「四代実録人名（年次別索引）」「逆判考（毛利氏加判衆の編年集）」「要路一覧（慶長五年以降の藩政要職編年一覧）」「役人帳（藩政府役職別の職員録）」などの先哲による人名考をも参考にした。なお刊本では「群書類従」等に収められた系図から、「断家譜」「徳川諸家系譜」「諸家知譜拙記」などの続群書類従完成会出版の系譜類や、吉川弘文館発行の「戦国人名辞典」、防長新聞社発行の「近世防長諸家系図綜覧」なども参考として註記した。

(2)地名の註記は吉田東伍編の「大日本地名辞書」によるところが大きく、そのほか「三卿伝関係地名索引（国名別地名）」や、及川儀右衛門著の「毛利元就」、瀬川秀雄著の「吉川元春」に付いている索引をもとにしてカード索引に作成したものを使用し、随時毛利家文庫地誌類中に収められている「西備名区（備後内の村名・名所・旧跡・寺社等の書上げ、文化五年）」「雲州誌（出雲国内の地名由来）」「三備陳跡（備前・備中・備後の郡名・村名・城跡の書上げ）」「備芸雲石遍歴・九州同断（萩商人大玉瓢房の山陽山陰と北九州紀行文、寛延三と宝暦七年）」「癸亥防長紀行（文久三年）」

「辛未紀行（安芸国の調査旅行記、文化八年）」「芸備古跡志（安芸備後両国内の郡別古跡考証、享和三）」などの地誌紀行史料に見える地名も参照して、国土地理院発行の五万分の一地図の地名と照合したりしながら考証に努めた。

(3)文書の時代考証は最も重要であり、かつ慎重を要することはご承知の通りであるが、編者は左記のような先哲の研究物を参照したり、更に監修者三坂圭治先生のご意見により再検討したりして、より確実な推定年号を註記する努力を重ねた。

まず三卿伝編纂所で編集されていた「毛利元就卿伝（上巻だけ既刊、他は未刊）」「毛利輝元卿伝」「吉川元春卿伝」「小早川隆景卿伝」の各稿本と年譜、及び「三卿編年文書・同記録（明応六―慶長三年）」をはじめ、「三卿伝史料古文書目録」に記入された推定年号や、「三卿伝関係採訪文書集（国別・家別）」所載文書に考証を加えられている年号などを参照し、また毛利家編輯局が編集した「毛利三代実録（明治三年完成）」「毛利三代実録考証（明治二五年成稿）」と「大江氏四代実録（明治三年完成、毛利元就・隆元・輝元・秀就の四代の実録で、以降の分は毛利十一代史としてまとめられている）」「毛利氏四代実録考証論断（前記四代の事蹟・根本史料・考証の順に記述）」「年紀考（応保二―享保一八年間の編年文書集）」「戦死忠死判断書・同判断書抜（毛利家臣の戦死忠死者調査の時の考証史料）」「感状録（寛正四―寛永年間の毛利家臣戦績編年史料）」などの編年考証史料も参考とした。

なお「萩藩譜録」の各家伝書中に述べる年次は、あくまで家伝であり、誤伝のおそれもあるので十分注意して年次の推定にあたった。

吉川家関係では「吉川家中幷寺社文書」「藩中諸家古文書纂」を、個々の家の記録としては「渋川事（備後八幡城主渋川家の旧記）」「宍戸記（安芸五竜城主宍戸家の軍記）」「渡辺記（毛利家随身以来の軍記）」「湯原軍記（外様家臣湯原家の戦功記）」「久代記（備後久代の大富山城主宮上総守高盛父子の事跡）」なども参照したりした。

そのほか刊本では東大史料編纂所が編集した「史料綜覧」「大日本史料」「大日本古文書（毛利家・吉川家・小早川家・熊谷家・三浦家・平賀家・山内首藤家などの各家わけ文書）」に収められた史料の推定年次も参考としたが、あくまでそれらの推定にとらわれず、つとめて編者の判断による年代考証をするように心がけたつもりである。

（山口県文書館専門研究員）

山口県政史の編集に参加して

国守　進

置県百年を記念しての「山口県政史」編集が開始されたのは四十一年度からのことであった。四十五年度までの五年計画で発足した事業ではあったが、私自身は当初からでなく、四十二年度から参加したわけだから、私にとっては四年計画にすぎない。したがって私が文書館に移ったときは、すでに編集事業計画の大綱は設定されていて、私をはじめおくれて参加した文書館の研究員は、大体において、既定の軌道上を走ってきたといえよう。編集事業もピッチをあ

げながら終わりに近づきつつある現在、われわれの編集の軌跡を振りかえって思いついたことを少し述べてみたい。

編集の計画と体制

現在、各県において大規模な県史あるいは県政史が編さんされつつある。それらの編さん体制について共通な点は、編さん事務局を県庁の特定の課内に設け、執筆は外部の学識経験者に依頼するという「外部発注方式」がとられていることである。ところが、山口県の場合は、史料保存研究機関としての文書館が設置されていたことから、県政史の編集は事務・執筆編集ともに山口県文書館が主体となって行なうことになったのであった。このことは文書館の業務を増加させはしたが、館が本来的業務として鋭意努力している史料収集を執筆に最も効果的に直結しうるという点で、これまでみられなかった成果をもたらすことが期待された。すなわち、県政史の編集に不可欠の県庁行政史料が多量に保存されて、それを縦横に駆使することができるのであって、それは外部発注方式では到底果たしえないと思われた。事実、われわれの編集フロセスにおいて、それまでのいろいろな出版物よりもはるかに多くの行政文書・パンフレットが編集に用いられたのであった。執筆された内容について私自身が云々することはできないが、そうした「ナマ」の行政史料からの発言は、どのようなかたちにせよ、今後の研究の出発点になりうるものと考えているのである。

県政史の編集を進める機構として、企画委員会・編集委員会が置かれた。前者は企画部広報課が主宰して、編集計画の大綱・予算などを審議するもので副知事を委員長とし、編集委員会は企画部長を委員長として文書館が主宰し、企画委員会で打ち出された方針に基づく編集事業の諸問題を審議した。このように、編集事業は県・教育庁両方にまたがるものであったから、とくに広報課・社会教育課（文書館の主管課）との連携に留意する必要があり、このため委員会開催に先立って、文書館を含めての三者連絡協議会を開くなどした。

ところで、今度の編集事業で最も変則的であったのは、編集スタッフが五年の間に漸次充足されていったことであろう。編集の中心となった文書館の県政史編集スタッフ一〇名のうち、私を含めて実に八名が第二年次以降に漸次参加したのである。このため、編集分担が年次ごとに変わり、さらに、おくれて入った人ほど計画期限に追われて苦しくなるといったケースが生じたことは反省を要すべき点として指摘されよう。

史料収集と執筆

史料の収集は館本来の事業であるが、県政史編集期間中は県政史のために収集するという色合いが強く、文書館所管の戦前の行政文書の全部をはじめとして、毎年、戦後文書の選択移管、各課発行のパンフレット類の収集を行なった。さらに四十三年度（第三年次）からは旧県会議員その他諸家所蔵史料の県下全域にわたっての調査収集にもとりかかった。これは以後継続し、大きい成果をあげることができたと思う。

すでにニュース四号でも述べたように、われわれは県政史編集事業において、本一冊作ることだけを任務と考えたのではなかった。県政史を書きあげることと、「底辺―史料―を確固たるものとし

て所有すること」は一体の目標であった。したがって史料収集に多大の労力が費やされたことは当然であったが、これが執筆と重なったために肝心の執筆時間の多くがこれにとられる結果となり、執筆時間の不足に苦しむこととなった。この点からすれば、史料収集はその範囲・収集の可能性を十分に検討して、できるだけ初めの年次に主要部分を消化しておくべきであったと考えられる。

収集した文書・パンフレットを利用のため整理することも大きな仕事量で、その分類方法も部課を基準としたのであるが、一般図書とパンフレットの区別、行政文書とパンフレットの区別など、たびたびの討議を経ながらなお未解決の問題が多い。これは県政史を実際に執筆する過程でようやく利用の観点から整理の仕方がわかってくる面もあるので、執筆に併行しての整理事業はやむをえなかったともいえよう。また、収集の段階ではそれほど重視していなかったパンフレット類が、ことに戦後県政史の執筆にきわめて重要であることが痛感された。パンフレット類のなかには継続して出されるものが比較的多いにもかかわらず、そろっていない場合が多く、執筆にあたって支障を感じる場合が多かった。今後の課題として、それらの充足が徹底的に行なわれねばならないと思う。もちろん、その分類整理の方法を確立することも今後の重要課題である。

本格的な執筆は四十三年度から始まった。そして毎月編集会議を開いて各月の執筆原稿・用語あるいは県政史の立場などを相互検討することによって、できるだけ共通の立場に立つよう努めたのであった。しかし、メンバーの増加による執筆部分の変更や監修の岩根先生のご不幸などがあって予定がおくれ、相互検討に十分な余裕をさきえなかったのは残念なことであった。

執筆にあたって支障となったのは史料の陥没した部分の少なくないことであったが、最も配慮を要したのは、戦後、ことに現在に近い時期の執筆である。それは現在の政治のあり方や方向にかかわるものであるだけに史料の選択・叙述は困難であった。このネックを解決するためには、県との結びつきが広報課一本では無理であったと思われる。現代の部分は各課の執務事項に直接かかわるものであるだけに、文書館と各課の間に直接的なパイプがしかれるべきではなかっただろうか。

以上雑然とあげた事情から執筆プログラムのおくれはいかんともしがたく、現在の執筆にはかなりの無理が生じることになった。執筆後の印刷校正・索引の作成など残された仕事は少なくない。こうした事情を考えあわせて、編集計画は、スタッフ・史料収集・執筆など全般の事情を十分に考慮して弾力的に事業を進めうるよう、十分な期間をとるべきだというのがいまの感想である。

（山口県文書館専門研究員）

文書館ニュース　六号
昭和四十六年五月一日発行
山口県文書館
山口市春日町八―三
電話山口(2)―四三七〇